

受理年月日	平成20年2月19日	付託年月日	平成20年3月6日	所管委員会	議会運営委員会
番号	20年請願第1号				
件名	委員会運営の改善について				
請願者	<p style="text-align: right;">※個人情報については非掲載</p> 福岡・住環境を守る会 事務局長 外 1,059人 1,142人 (平成20.5.1)				
紹介議員	市木、楠、川辺、黒子、星野、宮本、ひえじま、倉元、中山、熊谷、外井、野尻、高森、木村、池田				
分割付託	なし				
要旨	<p>請願を委員会で審査するときに、傍聴した市民の感覚では疑問や憤りを感じる場合があります。</p> <p>第1に、傍聴を希望して部屋に入れるのは10人です。業者の傍聴があれば、さらに少ない人数しか傍聴できません。納税者であり主人公である市民が傍聴をしにくいこの状況は、市議会の公開という点でも改善すべきではないでしょうか。</p> <p>第2に、請願者は冒頭に3分間の口頭陳情が許されていますが、市当局の説明は長く、しかも事実と異なる答弁や肝心な点に答えていない場合もあります。論議を深め、よりよい採決のために、請願者に補足説明の機会を与えてください。</p> <p>第3に、市民は取り扱い協議の前に退出させられます。政令指定都市の市議会で、このような前近代的なやり方をしているところはありません。取り扱い協議は傍聴者の前で行ってください。</p> <p>市議会の公開と市政への住民参加の促進のために委員会運営の改善について、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 傍聴希望の市民が、可能な限り全員傍聴できるような対策を講じること。 請願者に、審議途中か最後に、補足説明の機会を与えること。 取り扱い協議を傍聴者の前で行うこと。 				
審査年月日	平成 年 月 日	結 果	委員会		
	平成 年 月 日		平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		本会議 平成 年 月 日		

代表的な議会基本条例の規定内容の比較と福岡市の状況

大項目	中項目	小項目 (番号は便宜上の整理番号)	三重県	福島県	栗山町	伊賀市	<参考>福岡市の状況	
議会の地位・役割・機能	地位	1 議事機関・合議機関	○	○	×	×	(抽象的な項目であるため記載が難しいが、本市議会をはじめ地方議会にとっては、いずれの項目も当然の活動原則であると思われる。)	
		2 住民の代表機関	○	○	○	×		
	役割・機能	3 行政の監視	○	○	×	×		
		4 政策立案	○	○	×	○		
		5 論点開示	×	×	○	×		
議会の活動原則	開かれた議会としての活動	—	—	○	○	○		
	住民参加の推進	—	—	○	×	○		
	討論の広場としての活動	—	—	×	×	○		
議員の活動原則	自由な討議の尊重	—	—	○	×	○		
	住民意見の的確な把握	—	—	○	○	○		
	選良・代表にふさわしい活動	—	—	×	○	○		
	住民全体の福祉の向上を目指す活動	—	—	×	○	○		
議会と住民の関係	情報公開・情報提供・説明責任	6 本会議・委員会の公開	○	×	○	○	本会議の傍聴は自由。常任委員会傍聴は事前許可制であるが申請があれば原則として許可している。	
		7 議会の情報公開	○	×	○	○	議会も、福岡市情報公開条例の実施機関に入っており、議長(議会事務局)が保有する文書は条例の規定により開示している。また、任意の情報公開の例として、海外視察報告書を議会図書室に配架するとともに議会ホームページに掲載するなどの取組がある。	
		8 議会活動の報告会開催	×	×	○ (議会報告会)	○ (議会報告会)		
		9 議会審議の情報提供	○	×	○	○	本会議傍聴者には議事日程、質問項目一覧を配付するとともに議案等を閲覧に供している。常任委員会傍聴者には委員等同一の資料を閲覧に供している。	
		10 重要議案に対する各議員の態度の公表	×	×	○	○		
	住民参加	11 住民が参加できる会議の開催	×	×	○ (一般会議・前記議会報告会)	○ (議会報告会)		
		12 参考人・公聴会制度の活用	○	○	○	○	参考人制度は平成10年以降で5回活用している。	
		13 請願・陳情の位置づけ(政策的提案)	×	×	○	×		
		14 請願・陳情の場合の意見の聴取	×	×	○	×	請願者の口頭陳情は、委員長が許可して、認めることが多い(開会前等)。	
		15 住民・NPO等との意見交換	○	×	○	○		
16 議会モニター(市民モニター)の設置	×	×	○	×				
議会と執行機関の関係	質疑応答の方式	17 一問一答	○	×	○	○		
		18 首長その他の職員の反問権	×	×	○	○		
		19 会期中・閉会中の首長等に対する文書による質問	×	×	×	○		
	首長の政策提案等の場合の説明事項の規定	—	—	×	×	○	○	
	首長による予算・決算の政策説明資料の作成	—	—	×	×	○	○	
	議員の首長等に対する口頭要求の文書化の要請	—	—	×	×	×	○	
	政策執行に対する議会の評価	—	—	○	○	○	×	

大項目	中項目	小項目 (番号は便宜上の整理番号)	三重県	福島県	栗山町	伊賀市	<参考>福岡市の状況	
議会の権限	議決事件の拡大	—	×	×	○	×	一例として、議員提出により「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」を制定している。	
議会の組織・会議の運営	委員会の適切な運営	—	△	△	○	△		
		20	委員長報告の自己作成	×	×	×	○	
		21	出前講座	×	×	×	○	
	法定外の会議の設置	—	○ (検討会等)	△ (検討組織)	○ (前記一般会議)	○ (前記議会報告会政策討論会)		
	議員定数	22	別に条例で定める	×	×	○	○	「福岡市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」を制定
	会議の開催	23	定刻の開催	×	×	○	×	定刻の2分前に開会放送・振鈴を行っている
		24	休憩の場合の理由説明・再開時刻の告知	×	×	○	×	再開時間をお知らせしている
		25	傍聴者への資料等の提供	×	×	○	○	本会議傍聴者には議事日程、質問項目一覧を配付するとともに議案等を閲覧に供している。常任委員会傍聴者には委員等同一の資料を閲覧に供している。(再掲)
	議員相互間の自由討議の充実	26	議会が討論の広場であることの認識	×	×	○	○	
		27	議論を尽くした合意形成	○	×	○	○	
		28	町長等の本会議等への必要最小限度の出席	×	×	○	○	
		29	積極的な議員提案の努力義務	○	○	○	○	福岡市議会の「議員提出による政策条例の制定数」は政令市最多
	議会に附属する機関の設置	30	附属機関	○	×	×	×	
		31	調査機関	○	×	×	×	
		32	議会改革推進会議	○	×	○	×	議会活性化推進会議を設置している
	議会図書室の設置・公開	—	—	△	×	○	○	議会図書室を設置しており、市民にも公開している(許可制)
	議会広報の充実	—	—	○	○	○	○	議会だよりの発行、ホームページの充実、インターネット放映、モニター放映など、順次実施している
	会派の活動	—	—	○	○	×	○	
	議会事務局	33	調査・法務機能の充実	△	×	○	○	調査課を調査法制課に改め、法制係を新設するとともに、衆議院法制局への職員派遣などを実施している。
議員の政治倫理・報酬・政務調査費・研修	議員の政治倫理の確立	—	—	○	○	○	○	「福岡市議会議員の政治倫理に関する条例」に理念を明記
		34	別に条例で定める	○	×	×	○	「福岡市議会議員の政治倫理に関する条例」を制定している。
	議員報酬	35	別に条例で定める	×	×	○	○	「福岡市特別職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を制定している。
	政務調査費	36	別に条例で定める	○	×	○	○	「福岡市政務調査費の交付に関する条例」を制定している。
		37	収支報告書の提出	×	×	○	×	条例で、収支報告書のほか、全ての領収書等の証拠書類の提出を義務付けている。
	議会による研修	—	—	×	×	○	○	本市議会が開催市として、福岡県市議会議長会議員研修会「地方分権と地方議会の展望」を実施。
議員による研修	—	—	○	△	×	×		
他の自治体議会との交流・連携	交流・連携の推進	—	—	○	×	○	×	

(備考)

・表中「○」は当該項目に関する規定があることを、「×」はないことを示す。「△」はいずれにも分類できない中間的なもの

・表では、議会基本条例の代表例である三重県、福島県、栗山町、伊賀市の各条例を取り上げ、その規定内容の傾向を比較するために単純化しているが、実際の規定ぶりは多様であり、また、規定がなくとも取り組んでいる事項がある点等に御留意いただきたい。

・「福岡市の状況」は代表的なものを記載している。このほかにも、抽象的な項目であるため記載が難しいが、当然に取り組んでいる項目などもあると思われる。